

高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、輸出先国の規制及びニーズに対応するために必要となる施設の改修及び新設、機器整備等により、輸出拡大を図る取組を支援するため、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元食産第4500号農林水産事務次官依命通知。）、食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知。）に基づき実施する事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 施設等整備事業

輸入条件及び輸出先国のニーズを満たすために必要な施設及び機器の整備に関する事業

(2) 効果促進事業

輸入条件、HACCP等に係る認定取得のためのコンサルティング等、施設・機器等の導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成等に関する事業

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、県内に所在する事業者のうち、食品製造者、食品流通事業者、中間加工事業者等であり、次のいずれかに該当する者とする（法人格を有する農林漁業者及びその組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合を含む。）。

(1) 法人

(2) 前号に掲げる者のほか、補助事業の事業実施者として知事が適当であると認める者

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとし、補助事業者は、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して

申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

3 補助事業者が第1項の補助金交付申請書を提出するときは、県税の滞納がない旨を証する納税証明書及び別記第2号様式を添付しなければならない。

(補助事業の着手)

第7条 補助事業者は、補助事業を着手する場合は、原則として、次条の規定による補助金交付決定通知に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手する必要がある場合は、別記第3号様式による補助金交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、第6条第1項の規定による補助金の交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適當であると認めたときは、補助金の交付額を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたもののが別表第2に掲げるいづれかに該当すると認められるときを除く。

(補助の条件)

第9条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に係る法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、別表第2のいづれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならぬこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (5) 事業実施主体は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加する者に対し、別記第4号様式により指名停止等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならないこと。

(補助金の交付の決定の取消し)

第10条 知事は、補助事業者が次の各号のいづれか又は別表第2のいづれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の返還)

第11条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、当該超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助事業の変更又は中止等)

第12条 補助事業者は、補助事業の内容等について、変更又は中止等をしようとするときは、事前に別記第5号様式による変更（中止）等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更（中止）等の承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する事項とする。

- (1) 補助金額が増額となる場合
- (2) 補助金額を20パーセントを超えて減額する場合
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (4) 補助事業の完了予定年月日を延期する場合
- (5) 補助事業の内容を大幅に変更する場合
- (6) 補助事業の実施場所を変更する場合
- (7) 補助事業の取組主体を変更する場合
- (8) 補助事業の成果目標を変更する場合

(財産の処分の制限等)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得した財産のうち、当該財産の取得価格が50万円以上の施設、機械、器具等については、別記第6号様式による取得財産等管理台帳を備え、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業により取得した財産で次に掲げるもの（以下「取得財産等」という。）について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、補助事業者は、事前に知事の承認を受けなければならない。

- (1) 事業の遂行に必要な施設及び機械装置
- (2) 事業の遂行に必要な備品及び工具器具

3 知事は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

4 補助事業者は、第2項の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(繰越承認の申請)

第14条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必

要がある場合は、別記第7号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(補助事業の実績報告)

第15条 規則第11条第1項の規定による補助事業の実績報告は、別記第8号様式による補助事業実績報告書により、補助事業が完了した日から起算して14日以内又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならぬ。

- 2 補助事業者は、補助事業が事業年度内に完了しない場合は、別記第9号様式による年度終了実績報告書を当該事業年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、第1項の補助事業実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、第1項の補助事業実績報告書を提出した後、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、当該減額した額を上回る部分の金額）を別記第10号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- 5 知事は、第1項の補助金実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。
- 6 知事は、第2項の年度終了実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告時点における補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該実施結果に応じて交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第16条 補助金は、前条第5項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、確定前にその全部又は一部を概算払ることができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第11号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第17条 補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において、別記第12号様式による補助事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は調査を行うものとする。

(関係書類の保存)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を令和10年5月31日まで保管しなければならない。ただし、第13条第1項の取得財産等管理台帳については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間を終了するまで保管しなければならない。

(グリーン購入)

第19条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第20条 補助事業又は補助事業者に関して高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目を除き、原則として開示を行うものとする。

(知的財産)

第21条 補助事業に関連する知的財産については、補助事業者の責任において適切に管理しなければならない。

2 補助事業により作成された著作物に係る著作権に関し、第三者の著作権を侵害するものとして、第三者との間で紛争が生じた場合は、補助事業者は、その責任においてこれを処理し、解決しなければならない。

(目標数値の達成状況の報告)

第22条 目標数値の達成状況については、別記第13号様式による目標数値の達成状況報告書により、令和4年度から令和9年度までの各年度の実績をそれぞれ翌年度の5月31日までに知事に提出するものとする。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月17日から施行する。
2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条、第11条、第13条、第14条、第15条第4項、第17条、第18条及び第20条から第22条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月23日から施行する。

別表第1（第3条、第5条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額／申請回数
1 施設等整備事業	<p>補助事業の実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるもののみとし、輸入条件及び輸出先国のニーズを満たすために必要な施設等の整備に係る経費とする（施設の新設、増築、改築及び修繕を含む。）。なお、見学通路等についても、輸出先国のニーズを満たすために一体となって整備する場合、交付の対象とする。</p> <p>ただし、施設の新設及び増築については、掛かり増し分を交付の対象とする。掛け増し分とは、工事費、実施設計費及び工事雑費のうち、輸入条件への対応及び輸出向けHACCP等の認定・認証取得を行う場合の経費から、輸入条件への対応や輸出向けHACCP等の認定・認証取得を行わなかった場合の経費を差し引いた金額とする。また、掛け増し分を明確に区分することが困難である施設（冷凍・冷蔵保管施設、異物混入を回避するための施設等）の新設については、基礎及び上屋（建物部分）を除く内部の施設整備に係る費用を掛け増し分とみなす。</p> <p>原則として、次の（1）から（6）までに該当する経費は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）不動産取得に関する経費 （2）事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費 （3）既存施設等の取壊し及び撤去に係る経費 （4）交付決定前に発生した経費（ただし、第7条の規定により、交付決定前着手届の対応をしたもの）を除く。） （5）補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額） （6）その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明することができない経費 	<p>ア 輸出先国の規制等への対応を行うため、以下の（ア）から（ウ）までに定める輸出向けHACCP等の認定・認証を取得等する場合（既に輸出向けHACCP等の認定・認証を取得している事業者が、認定・認証範囲の追加等を行う場合を含む。）及び（エ）に定める対応を行う場合にあっては、交付対象事業費の2分の1以内とする。</p> <p>（ア）農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第17条に基づく適合施設の認定取得を行う場合</p> <p>（イ）輸出に対応するために必要な以下の認証取得を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO22000、GFSI承認規格（FSSC22000、SQF、JFS-C等）、FSMA（米国食品安全強化法）への対応及びハラール・コーチャ ・JFS-B、有機JAS等 <p>（ウ）（ア）又は（イ）に定める輸出向けHACCP等の認定・認証を既に取得している事業者であり、以下に定める認定・認証範囲の追加等を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定・認証品目の追加 ・認定・認証製造ライン等の追加・変更 ・認定・認証対象エリア等の追加・変更 ・既に取得した認定・認証を維持しつつ、当該認定・認証品目等に係る機器整備等を行う場合 <p>（エ）輸出先国における検疫、添加物等の認定・認証等を伴わない規制への対応を行う場合</p> <p>イ ア以外の場合にあっては、交付対象事業費の3/10以内とする。イについては、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条で規定される中小企業者又は小規模事業者）及び法人格を有する農林漁業者又はその組織する団体（製造・加工、流通等の事業を行う場合に限る。）の取組を対象とする。</p>	5億円（下限250万円）／各年度につき1回

2 効果促進事業	<p>輸入条件への対応及び輸出向け HACCP 等の認定・認証取得のためのコンサルティングや手数料等に係る費用、輸出向け HACCP 等の認定・認証取得後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、1 の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に係る経費とする。</p> <p>ただし、1 の交付対象事業費の 20 パーセント以内とし、原則として、1 の（1）から（6）までの経費及び次に該当する経費は除く。</p> <ul style="list-style-type: none">・本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）・通常の生産活動のための設備投資費用、パソコン等の購入費、事務所等の家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費・飲食、奢侈、娯楽及び接待の費用・海外バイヤー等の招へい等の販売促進費用	
----------	--	--

別表第2（第8条 - 第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日

令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金交付申請書

令和 年度において、別添第1号様式別紙のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第3条及び令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金円の交付を申請します。

記

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

注) 様式は第1号様式別紙のとおりとする。

第1号様式別紙

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

1 事業費

区分	事業概要	補助対象 事業 (A)= (B)+(C)+(D) +(E)+(F)	負担区分						備考	
			(B)	自己資金	地方公共団体等による助成金			補助金 (F)		
				うち 貸付金	都道府県 (C)	市町村 (D)	その他 (E)			
		円	円	円	円	円	円	円		
合計										

- (注) 1 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入してください。
- 2 整備事業を行うに当たって、補助金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について制度資金による融資を受ける場合において、交付申請と併せて当該担保に供することを承認申請する場合は、「融資該当有」と記入の上、下表を作成し、添えてください。
- 3 その他参考となる事項を備考欄に記入してください。

(表)

事業概要	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度資金に限る)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
○金融公庫	○○資金	○○○○円	○年		

III 収支予算

1 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

VI 添付書類

- 1 直近1年について都道府県税の滞納がない旨を証する納税証明書（原本）
- 2 誓約書兼同意書（別記第2号様式）
- 3 補助金の支払口座（自由様式）
- 4 上記に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

第2号様式（第6条関係）

誓約書兼同意書

私は、高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について〇〇市＜町村＞に提供することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・農業改良資金貸付金償還金
- ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

(代表者・職) 氏名 (自署)

第3号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日

令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費
補助金の交付決定前着手届

令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金交付要綱第7条ただし書の規定により、別添事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので、届け出ます。

記

- 1 補助金の交付の決定を受けるまでの間に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、取組主体が負担すること。
- 2 補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金の交付の決定を受けるまでの期間は、計画変更は、行わないこと。

別添

事業内容	交付決定前に着手する内容	事業費	着手予定期 年 月 日	完了予定期 年 月 日	理由
		円			
		円			
		円			
		円			

(注) 1 「事業費」欄は、全体事業費としてください。

2 事業内容には、整備する施設や機械等の概要等を記入することとし、交付決定前に着手する内容については、事業内容のうち、交付決定前に着手する内容について記入してください。

第4号様式（第9条関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

令和 年 月 日

[事業実施主体名 氏名] 様

所 在 地
商号又は名称
代表者 氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

第5号様式（第12条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日

令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費
補助金交付変更（中止）等承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知地産第 号で交付の決定がありました令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金について、下記のとおり変更（中止）等をしたいので、令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により申請します。

記

（注）記の記載様式は、別記第1号様式に準ずるものとします。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載してください。

また、添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添えてください。

第6号様式（第13条関係）

取得財産等管理台帳（令和 年度）

補助金名：令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金

事業実施主体名：

事業の内容				工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要	
事業区分	工種構造施設区分	施行箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	しゅん工年月日	補助対象事業費	負担区分			耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
							補助金	市町村費	その他					

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入してください。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入してください。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入してください。

第7号様式（第14条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日

令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費
補助金に係る補助事業の繰越承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知地産第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業について、別紙理由書に記載した理由により年内に完了することが困難になりましたので、高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、繰越の承認を申請します。

記

- | | |
|---------------|----------|
| 1 事業完了予定年月日 | 令和 年 月 日 |
| 2 変更後の完了予定年月日 | 令和 年 月 日 |
| 3 理由書 | 別紙のとおり |
| 4 工程表 | 別紙のとおり |

第8号様式（第15条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日

令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費
補助金事業実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知地産第 号で交付の決定がありました令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金について、下記のとおり事業を実施しましたので、令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金交付要綱第15条第1項の規定により報告します。

記

I 事業の目的

II 事業の内容及び実績

注) 様式は第8号様式別紙のとおりとする。

(注) 1 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きし、変更前を括弧書で上段に記載してください。

2 添付書類については、支払い経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものうち、変更があったものに限り添付してください。

(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)

また、以下の資料を添えてください。

(1) 整備事業にあっては、財産管理台帳の写し

(2) 貸付機関が発行する融資証明書、その他の融資が確実に行われていることを証明する書類

(3) 事業実績内訳明細書

第8号様式別紙

I 事業の目的

II 事業の内容及び実績

1 高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金の対象となる事業の内容等

(1) 施設整備等事業費

区分	事業概要	補助対象 事業 (A)= (B)+(C)+(D) +(E)+(F)	負担区分						備考
			自己資金		地方公共団体等による助成金			補助金 (F)	
(B)	うち 貸付金	県(C)	市町村 (D)	その他 (E)					
		円	円	円	円	円	円	円	
合計									

- (注) 1 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」）を記入してください。
- 2 その他参考となる事項を備考欄に記入してください。

(2) 効果促進事業費

区分	事業概要	補助対象 事業 (A)= (B)+(C)+(D) +(E)+(F)	負担区分						備考
			自己資金		地方公共団体等による助成金			補助金 (F)	
(B)	うち 貸付金	県(C)	市町村 (D)	その他 (E)					
		円	円	円	円	円	円	円	
合計									

- (注) 1 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」）を記入してください。
- 2 その他参考となる事項を備考欄に記入してください。

III 精算

1 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

VI 添付書類

1 整備事業にあっては、財産管理台帳の写し

2 事業実績内訳明細書（様式別紙）

ただし、1の添付を原則とし、2については、1との併用を可能とする。なお、これらにより難い場合には、2のみの添付も可能とする。

(別紙)

事業実績内訳明細書

事業名 :

機械・機器・建物 (設備) 名	数量	補助対象 事業費 (A)=(B)+(C) +(D)+(E) +(F)	負 担 区 分						備 考	
			自己資金		地方公共団体等による助成金			補助金 (F)		
(B)	うち貸付金	県 (C)	市町村 (D)	その他 (E)						
		円	円	円	円	円	円	円	円	
合 計										

(注) 備考の欄は、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に「減額した金額○○○円」の合計額を記入してください。

第9号様式（第15条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所
申請者 氏 名
生年月日

令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費
補助金年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知地産第 号で補助金の（変更）交付の決定がありました令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金に係る下記の事業を実施しましたので、年度の実績について報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業区分
- 3 事業完了予定日

4 年度実績内訳

事業名	交付決定の内容			年度遂行			年度繰越額		事業実施期間		備考
	総事業費	補助対象経費	県補助額	支払実績額	事業進捗率	県補助受入額	事業費	県補助予定額	着手年月日	完了予定期間	
計											

(注) 工程表等の進捗状況が確認できる資料を添えてください。

第10号様式（第15条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日

令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知地産第 号で（変更）交付の決定があった令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等について、同補助金交付要綱第15条第4項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 内 容

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 (補助金交付決定額)	円
確定した補助金に係る消費税仕入控除税額等	(a) 円
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る 消費税仕入控除税額等	(b) 円
補助金返還相当額	(b) - (a) 円

（注）記載内容の確認のため、市区町村別、事業実施主体別の内訳資料及び以下の資料を添えてください。なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添えてください。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・消費税確定申告書付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法（昭和63年法律第108号）第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

（_____）

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添えてください。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添えてくださ

い。

- ・免税事業者の場合は、交付金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）、確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）、損益計算書等、売上高を確認することができる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明することができる書類など、免税事業者であることを確認することができる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

第11号様式（第16条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日

令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費
補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知地産第 号で交付の決定がありました令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金について、令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金交付要綱第16条第2項の規定に基づき、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区分	補助対象事業費	(A) 補助金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業完了予定期年月日	備考
			金額	出来高	金額	月日迄予定出来高	金額	月日迄予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

- (注) 1 補助金事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添えてください。
2 補助金事業の実態に応じて、必要な事項を追加してください。

第12号様式（第17条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日

令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費
補助金遂行状況報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知地産第 号で交付の決定がありました令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金について、高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金交付要綱第17条第1項の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区分	補助対象 事業費	事業の遂行状況				備 考	
		令和 年 月 日までに 完了したもの		令和 年 月 日以降に 実施するもの			
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日		
	円	円	%	円			

(注) 1 「区分」の欄には、別記第1号様式の別添様式のⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載してください。

2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業の実施に伴い支払が見込まれる額）を記載してください。

第 13 号様式（第 22 条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所
申請者 氏 名
生年月日

令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金
目標数値の達成状況報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知地産第 号で交付の決定がありました令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金について、同補助金交付要綱第 22 条の規定により報告します。

記

1 事業の成果

注) 様式は第 13 号様式別紙のとおり。

第13号様式別紙

(1) 事業実施状況

整備した施設等の種類及び所在地			
交付対象事業	円	交付金額	円
施設等整備の概要			
効果促進事業の概要 (該当者のみ)			
HACCP チームの編成状況			

○施設等の利用状況

[Large empty rectangular box for writing]

- ※ 事業で整備した施設や機器の利用状況について、具体的に記載してください。その際、扱っている品目、大まかな生産量及びその輸出割合を記載してください。また、主要な整備箇所について現状がわかる写真を添付してください。

○輸出向け HACCP 等の認定・認証の取得に向けた取組状況

[Large empty rectangular box for writing]

- ※ 事業実施計画書で取得予定とした認定・認証の全てについて、認定・認証ごとに取得に向けた取組状況を記載してください（取得済みの場合は取得日を記載し、証拠書類を添付してください。）。
- ※ 事業実施計画書に記載した予定を過ぎて未取得の場合又は遅れが見込まれる場合については、現状の課題とその解決に向けた取組を記載してください。

(2) 目標数値及び目標値の達成率

○輸出目標の達成状況

(単位：千円)

現状※	目標年度の 輸出目標額	成果目標 (目標年度における輸出 の増加額)

※ 事業実施計画書の4成果目標の「現状」に記載した事業実施前の額のこと。以下同じ。

年度目標	事業実施年度 (年 月期)	1年度目 (年 月期)	2年度目 (年 月期)	3年度目 (年 月期)	4年度目 (年 月期)	5年度目 (年 月期)
目標						
実績						
達成率(%)						
現状からの 輸出増加額						
成果目標達 成率(%)						

○輸出への取組状況

※ 事業実施計画書に記載した品目（整備した施設等で生産する品目）及びターゲット国について、当該年度の商談等の取組（計画及び実績）について具体的に記載してください。
なお、計画したもののが実績とならなかった場合は、その理由も記載してください。

(3) 事業の成果、課題及び改善方法

※ 各年度目標を未達成の場合、その理由（課題）を分析し、改善に向けて取り組んでいること及び今後取り組む予定としていることを必ず記載してください。

(4) 付加価値額等の報告

※各年度の決算報告書を元に記載してください。

(単位：百万円)

決算年度	売上高			付加価値額			
	輸出額	その他	合計 (A)	人件費 ※1	その他費用 ※2	営業純益 ※3	合計 (B)
現状 (年月～年月)							
事業実施年度 (年月～年月)							
1年度目 (年月～年月)							
2年度目 (年月～年月)							
3年度目 (年月～年月)							
4年度目 (年月～年月)							
5年度目 (年月～年月)							

※1 人件費=役員給与+役員賞与+従業員給与+従業員賞与+福利厚生費

※2 その他費用=支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課

※3 営業純益=営業利益-支払利息等

(参考) 付加価値額=人件費+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課+営業純益

(財務省法人企業統計より)